

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第18号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条第3項、第4条、<u>第4条の3</u>、第18条、別表第1、別表第3及び別表第4並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条第3項、第6条、<u>第6条の3</u>、第24条及び別表第3の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第29条 県職員給与条例別表第4のイの給料表から<u>同条例別表第1</u>の給料表へ給料表の適用を異にする異動をした職員の当該異動後の号給は、前条の規定にかかわらず、人事委員会が定める。</p> <p>別表第17（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">学歴免許等資格区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 短大</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略			2 短大	略		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条第3項、第4条、<u>第4条の2</u>、第18条、別表第1、別表第3及び別表第4並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条第3項、第6条、<u>第6条の2</u>、第24条及び別表第3の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第29条 県職員給与条例別表第4のイの給料表から<u>県職員給与条例別表第1</u>の給料表へ給料表の適用を異にする異動をした職員<u>及び同表から県職員給与条例別表第4のイの給料表へ給料表の適用を異にする異動をした職員の当該異動後の号給は、前条の規定にかかわらず、人事委員会が定める。</u></p> <p>別表第17（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">学歴免許等資格区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 短大</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略			2 短大	略	
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																					
基準学歴区分	学歴区分																						
略																							
2 短大	略																						
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																					
基準学歴区分	学歴区分																						
略																							
2 短大	略																						

改正前			改正後		
卒	(2) 短大 2卒	ア～カ 略 キ 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。以下同じ。）専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 ク～ヤ 略	卒	(2) 短大 2卒	ア～カ 略 キ 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程専修科若しくは航海専修科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。以下同じ。）専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 ク～ヤ 略
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。